

川崎市緑の基本計画

平成30（2018）年3月



はじめに

川崎市は、東京都心に近く利便性の高い立地環境にあることから、臨海部を筆頭に世界的企業や研究機関が集積し、最先端のものづくり産業をはじめライフサイエンスや環境分野等の技術の蓄積が進んでいます。また、川崎駅や武蔵小杉駅などのターミナル駅を中心とした拠点では、多様な都市機能の立地が進んでいます。



本市の人口は、日本の総人口が既に減少する中、150万人を超えてなお伸び続けておりますが、今後訪れる人口減少への転換をはじめ、社会保障費の増大や防災などへの対応が求められています。こうした課題のほか、開催が決定している東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、誰もが暮らしやすいまちづくりの実現に向けた「かわさきパラムーブメント」の推進や、インバウンド観光の活性化なども求められています。これらの本市を取り巻く社会環境の変化に適切に対応し、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現を目指していくために、平成28（2016）年3月に「川崎市総合計画」を策定しました。そして、この総合計画に沿って、このたび「川崎市緑の基本計画」の改定を行いました。

本市には、多摩丘陵や多摩川などの豊富な自然環境資源や、特徴ある公園緑地が存在しており、この多様で広域性のある緑が本市の魅力の一つとなっています。また、公園緑地などの緑は、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、地球環境レベルで大切な役割を果たしています。そして、市民生活にまで視点を掘り下げてみると、生活空間にうるおいや安らぎをもたらすとともに、災害から市民の生命や財産を守り、さらには健康増進や地域交流の場となるなど、暮らしの質を高め、安全で快適な都市づくりの基盤ともなっています。本市の魅力をさらに高めていくためには、市民の共有の財産である緑の効用を発揮させていくことが非常に重要です。

緑の基本計画は、緑地の保全、緑化の推進、都市公園の整備に関する総合的な計画であり、自然の恵みを感じ、快適でうるおいのあるまちづくりを進めていくために重要な役割を担う計画です。改定にあたっては、豊かな市民生活の形成を目指し、本市に存在する大小さまざまな公園、多摩川などの広域的な水辺地空間、さらには保全を進めてきた樹林地などの「緑のストック」について、そのポテンシャルを最大限に活かす視点を新たに掲げました。そして、緑を大切に思うパートナーの形成と、本市を緑豊かなまちにしていくための、緑の保全、創出、育成の取組を引き続き進めていくことによって、子どもからお年寄りまでが楽しく、のびのびと毎日を過ごせ、さらに、川崎で学びたい、働きたい、子育てをしたい、安住したいと思える環境、すなわち多くの人々から選ばれる環境が形成されることを願ってやみません。

「最幸のまち かわさき」の実現に向け、本市の緑が、150万市民の一人ひとりの誇りとなり、心のよりどころであり続けられるよう、引き続き皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

最後に、川崎市緑の基本計画の改定に向けて、ご指導、ご協力していただいた多くの市民の皆様、環境審議会委員、関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

平成30（2018）年3月

川崎市長

福田 紀彦

目 次

序章

1 改定の目的	2
2 緑の基本計画とは.....	3
(1) 計画の趣旨.....	3
(2) 計画の対象.....	3
3 緑の役割.....	4

第1章 川崎市の緑を取り巻く状況

1 川崎市の現況	8
(1) 位置・地勢.....	8
(2) 市街化の状況.....	8
(3) 気象.....	9
(4) 人口.....	10
(5) 緑の概況	11
2 自然的環境の分布（緑の現況）	12
3 平成20年改定版 緑の基本計画の検証	13
(1) 施策の主な成果と課題.....	15
(2) 施策目標の検証.....	34
4 緑に関連する社会情勢等	39
(1) 社会情勢と課題.....	39
(2) 国等の施策.....	42
(3) 川崎市の関連計画	43
(4) 市民意見	48

第2章 緑の基本計画改定の考え方

1 緑の基本計画に求められる視点.....	52
(1) 今後の取組の課題からの視点	52
(2) 緑に関する社会情勢からの視点	52
(3) 市民意識からの視点	53
2 今後取り組むべき課題のまとめ.....	54
(1) 協働の取組の持続性の確保.....	54
(2) 緑の保全、創出及び育成の継続	54
(3) 暮らしを支え高める緑の効用の発揮.....	56
3 改定に向けた考え方.....	56

第3章 緑の基本計画

1 緑の基本計画の構成.....	61
2 計画の位置づけ	62
3 計画フレーム	62

(1) 計画対象区域.....	62
(2) 人口規模	62
4 計画期間.....	63
5 基本理念.....	63
6 緑の将来像.....	64
(1) 基本的な視点.....	64
(2) 将来像	65
7 基本方針.....	71
8 施策の推進に向けて.....	81
(1) 基本施策及び施策展開のためのプロジェクト.....	83
(2) 実施施策	119
(3) プロジェクトを推進する仕組み	155
9 緑の目標.....	158
(1) 施策展開を行う緑の総量の目標	158
(2) 施策展開により緑ある暮らしを実現するための目標	159

第4章 区別方針

1 川崎区.....	162
2 幸区	166
3 中原区.....	169
4 高津区.....	173
5 宮前区.....	177
6 多摩区.....	181
7 麻生区.....	185

第5章 実現性の高い計画とするために

1 進行管理の考え方.....	191
2 実施状況の評価と公表の仕組み.....	191

参考資料

1 市民意見.....	195
2 緑の基本計画の改定作業に関する背景	204
3 用語集.....	210

表紙の写真について

①	⑤	⑧	
②	⑥		
③	⑦	⑨	⑪
④		⑩	⑫
		⑬	

- ① 稲田公園（多摩区）
- ② 黒川海道特別緑地保全地区（麻生区）
- ③ 黒川青少年野外活動センター（麻生区）
- ④ 月読緑の保全地域（麻生区）
- ⑤ 生田緑地〈西口広場〉（多摩区）
- ⑥ 生田緑地〈初山地区水生植物観賞池〉（宮前区）
- ⑦ 久末地区（高津区）
- ⑧ 二ヶ領用水宿河原堰堤付近（多摩区）
- ⑨ 等々力緑地・多摩川緑地等々力地区（中原区）
- ⑩ 夢見ヶ崎公園（幸区）
- ⑪ 渋川（中原区）
- ⑫ 市役所通り（川崎区）
- ⑬ 東扇島西公園（川崎区）

序章



序章

1 改定の目的

本市では、川崎市基本構想（平成4（1992）年策定）とそれに基づき策定された基本計画「川崎新時代2010プラン」（平成5（1993）年策定）に則して、平成7（1995）年に川崎市緑の基本計画「かわさき緑の30プラン」を策定しました。その後、高度成長から低成長経済への移行や少子高齢化の急速な進行などの大きく変化する社会状況等に的確に対応するため、平成17（2005）年に新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」を策定しました。そして、川崎市緑の基本計画についても平成20（2008）年に改定を行い、多様な主体との連携により、緑の保全、緑化の推進、公園緑地の整備など、施策の推進を図ってきました。

近年では、少子高齢化の更なる進展や都市インフラの老朽化、災害対策や環境問題に対する意識の高まり、そして町内会・自治会の担い手の高齢化の顕在化といった社会情勢の変化が起こっており、川崎のポテンシャルを最大限に活用し、新たな飛躍に向けたチャンスを的確に捉えるため、平成28（2016）年3月に川崎市総合計画を策定しました。総合計画では、『成長』と『成熟』の調和による持続可能な最幸のまちかわさきをめざす都市像とし、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」をまちづくりの基本目標としています。加えて、緑の基本計画と密接な関係を持つ川崎市都市計画マスタープランを平成29（2017）年3月に改定しました。

緑の基本計画の策定に際しては、都市緑地法第4条第3項において、議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想に則し、都市計画法第18条の2第1項の市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）に適合することとされています。

また、平成28（2016）年5月には、国土交通省が『「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめ』を公表しています。その中で、「社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）へと移行すべき」という新たな方向性を示しています。

さらに、民間活力を最大限活かして、緑とオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを目的に、平成29（2017）年6月に都市緑地法等の一部を改正する法律が施行され、緑の基本計画への記載事項も拡充されました。

このため、川崎市緑の基本計画については、これまでに進めてきた取組を踏まえながら、緑を取り巻く状況を勘案する必要があるとあり、市民や民間企業等との協働・連携により、緑ある暮らしの創造、緑の市民文化の醸成を目指し、川崎市緑の基本計画の改定を行うものです。

2 緑の基本計画とは

(1) 計画の趣旨

- 緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、「緑地の保全及び緑化の目標」、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」、「都市公園の整備の方針」等に関する事項を示すとともに、本市の緑を取り巻く実状を勘案しながら必要な事項を定め、緑地の保全、緑化の推進、都市公園の整備を総合的に進めていくものです。
- 計画の策定に際しては、市民意見の反映に努める必要があります。
- 社会情勢の変化や事業の進捗等により変更を行う必要が生じたときには、遅滞なく変更すべきであり、計画内容の充実に努めることが望ましいとされています。
- 本市の基本構想とその推進を行う総合計画に則し、都市計画マスタープラン等関連計画に適合する必要があります。
- 都市緑地法の改正により、都市農地の保全及び都市公園の管理の方針に関する事項について、緑の基本計画へ記載することが求められています。

(2) 計画の対象

川崎市緑の基本計画では、都市緑地法第3条*及び川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（以下、「緑の条例」という。）第2条*に基づく自然環境、並びに公園や緑化地等を含む緑とオープンスペース*について、保全、創出、育成及び活用に関する取組を進めていくものとします。

※都市緑地法第3条：この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

※川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第2条：(1) 緑 樹木等の植物、樹林地、水辺地、農地等の自然的環境を有する土地及び空間並びにそこに生息する動植物の生育基盤である土、水等の自然の要素をいう。

※緑とオープンスペース：国土交通省から平成28年5月に公表された「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」においては、緑とオープンスペースを「都市公園、都市公園以外の公共施設緑地（河川緑地、街路樹、市民農園、庁舎・公営住宅等の植栽地等）、民間施設緑地（公開空地、民間施設の屋上緑化等）、法律や条令等により保全されている地域性緑地（特別緑地保全地区、生産緑地地区、市民緑地、協定による緑地の保全地区等）を包含する概念として位置づけ。」と定義している。

3 緑の役割

緑は次に示す多様な役割を担い、市民の豊かな暮らしを支える重要な基盤となっており、保全、創出、育成及び活用に努めていく必要があります。

①うるおいのある生活環境の形成

緑は、さまざまな都市環境改善効果や心理的效果を背景として、ストレスを軽減させ快適性を向上させる、ゆとりや安らぎ、くつろぎに満ちた生活の基盤であり、市民の心身をいやし、健康を増進させる機能を有しています。

②スポーツ・レクリエーション、自然とのふれあいの場の形成

緑は、健康づくりやスポーツ・レクリエーション、教養・文化活動等、さまざまな余暇活動の場として欠かせない空間であり、また、身近な自然とのふれあいの場を形成する機能を有しています。

③地球温暖化等の防止

緑は、日常生活に最も身近な二酸化炭素吸収源であることから、吸収源としての効果に加え、地球温暖化対策の普及啓発にも大きな効果を発揮します。

また、地表面を被覆する樹木等の植物は、蒸散作用等により地表面の高温化の防止・改善機能を発揮し、ヒートアイランド現象の緩和に寄与します。特に生田緑地をはじめとした多摩丘陵に存在するまとまりのある緑は、冷気の供給源として市街地の冷却効果を発揮することが期待されます。

④生き物の生息・生育環境の確保

樹林地、農地、河川及び運河等は、生き物の生息・生育環境、生態系の基盤を形成し、生物多様性を確保する上で重要な役割を果たしています。地域の自然環境を保全・再生する機能を有するとともに、将来世代の財産となる、生物資源、遺伝子資源を保全し、すべての生命を育む機能を有しています。

⑤都市・地域の防災性の向上

緑とオープンスペースは、震災などの自然災害の発生時に火災の延焼を防ぎ、避難地や避難路、救助・救援拠点、及び復旧・復興拠点としての機能を発揮することから、都市の防災性を向上させます。

また、樹林地、農地及び水辺地等は、雨水を貯留・浸透する機能を有しており、雨水の流出を抑制し、浸水被害の軽減に寄与します。

⑥地域に固有の美しい風景・景観、歴史、芸術・文化の形成

人間の生活、気候や歴史等が一体となって形成される緑の空間は、都市や地域に固有の美しい風格ある風景・景観の基盤となります。特に多摩丘陵や多摩川崖線、多摩川、臨海部の海は、本市を特徴づける風景や景観を形成しています。

また、四季の変化に富んだ多様な緑は、繊細な感受性や美的情緒を育み、地域固有の芸術・文化の形成と保持に大きく寄与しています。

さらに、地域の文化遺産等と一体となって、地域の賑わいや活力、観光振興にも大きく寄与する機能を有しています。

⑦子育て・教育の場の提供

屋外での自然とのふれあいや集団の中で身体を動かす遊びの場、さらには環境学習等の教育の場となるなど、将来を担う子どもたちが健全に成育する上で欠かせない空間として、明るく、元気な社会の礎となる貴重な機能を有しています。

⑧コミュニティの形成

市民を主体とした緑の保全、創出及び育成の活動や、公園を利用した地域の祭り、レクリエーションなどの催しごとは、多世代の地域住民が交流できる貴重な機会であり、地域包括ケアシステムの構築に寄与する地域コミュニティの形成につながります。

⑨観光振興・経済活性化

街中の公園等は、地域の資源や文化と一体となり、観光や地域の賑わいの拠点を形成するとともに、イベントの開催や雇用の場を創出することで地域の魅力を向上させ、観光客の誘致や観光消費の拡大、地域経済の活性化等に寄与しています。

緑がこれらの役割を最大限に発揮できるよう、適切に保全、創出、育成及び活用されることが求められています。